

厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和3年5月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和3年5月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,281万人であり、前年同月に比べて、16万人（0.3%）減少している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,527,305	41,014,356	25,055,048	15,959,308	311,299
船員以外	2,523,183	40,962,892	25,003,584	15,959,308	311,172
一般男子	・	25,003,134	25,003,134	・	353,009
女子	・	15,959,308	・	15,959,308	245,626
坑内員	・	450	450	・	363,533
（再掲）短時間労働者	38,366	539,682	139,778	399,904	145,845
船員	4,122	51,464	51,464	・	411,983
国民年金	・	21,792,854	7,428,279	14,364,575	・
第1号	・	13,752,208	7,242,998	6,509,210	・
任意加入	・	186,114	67,679	118,435	・
第3号	・	7,854,532	117,602	7,736,930	・
合計	・	62,807,210	32,483,327	30,323,883	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和3年5月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,482万人であり、前年同月に比べて、13万人（0.3%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）の受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	35,888,707	15,568,209	14,172,793	470,720	5,659,789	17,196
旧共済組合を除く	35,560,752	15,374,877	14,110,260	468,240	5,590,611	16,764
旧法	754,060	254,503	189,943	29,133	264,080	16,401
新法	34,789,294	15,114,808	13,919,575	438,162	5,316,749	・
（再掲）基礎あり	26,875,127	14,095,159	12,420,265	297,933	61,770	・
基礎または定額あり	26,595,720	14,153,165	12,442,555	・	・	・
基礎繰上げあり	1,987,396	591,753	1,395,643	・	・	・
基礎繰上げなし	24,608,324	13,561,412	11,046,912	・	・	・
基礎及び定額なし	2,438,663	961,643	1,477,020	・	・	・
船員保険（旧法）	17,398	5,566	742	945	9,782	363
旧共済組合計	327,955	193,332	62,533	2,480	69,178	432
旧法	85,013	61,210	1,916	958	20,497	432
新法	242,942	132,122	60,617	1,522	48,681	・
（再掲）基礎あり	190,477	131,175	58,021	1,280	1	・
国民年金計	35,997,738	32,943,285	928,207	2,044,523	81,723	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,460,223	5,385,940	380,598	1,664,535	29,150	・
旧法拠出制	658,896	352,589	262,710	35,767	7,830	・
新法基礎年金	35,338,842	32,590,696	665,497	2,008,756	73,893	・
（再掲）基礎のみ	7,930,563	6,109,529	119,218	1,674,677	27,139	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,801,327	5,033,351	117,888	1,628,768	21,320	・
福祉年金	9	9	・	・	・	・
合計	44,820,850	34,285,169	2,622,714	2,216,030	5,679,741	17,196

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
- 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
- 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
- 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
- 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和3年5月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆9千億円であり、前年同月に比べて、3千億円（0.5%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,564,926	17,192,363	2,488,042	322,749	5,557,075	4,696
旧共済組合を除く	25,191,506	16,913,822	2,474,284	320,479	5,478,329	4,592
旧 法	781,376	398,584	71,522	34,109	272,663	4,497
新 法	24,375,418	16,499,138	2,402,508	284,364	5,189,409	・
（別掲）基礎年金	18,309,350	9,959,781	8,036,908	253,341	59,320	・
船員保険（旧法）	34,712	16,100	254	2,006	16,257	96
旧共済組合 計	373,420	278,541	13,759	2,270	78,746	104
旧 法	154,179	127,966	900	1,343	23,866	104
新 法	219,241	150,575	12,859	927	54,880	・
（別掲）基礎年金	141,366	97,708	42,597	1,060	1	・
国民年金 計	24,328,890	22,269,299	214,779	1,762,801	82,011	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,868,096	3,313,973	87,064	1,441,325	25,734	・
旧法拠出制	269,125	173,761	60,472	31,406	3,485	・
新法基礎年金	24,059,765	22,095,538	154,307	1,731,395	78,525	・
（再掲）基礎のみ	5,432,994	3,928,623	26,932	1,448,818	28,621	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,598,971	3,140,212	26,592	1,409,919	22,249	・
福祉年金	4	4	・	・	・	・
合 計	49,893,819	39,461,666	2,702,821	2,085,550	5,639,086	4,696

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

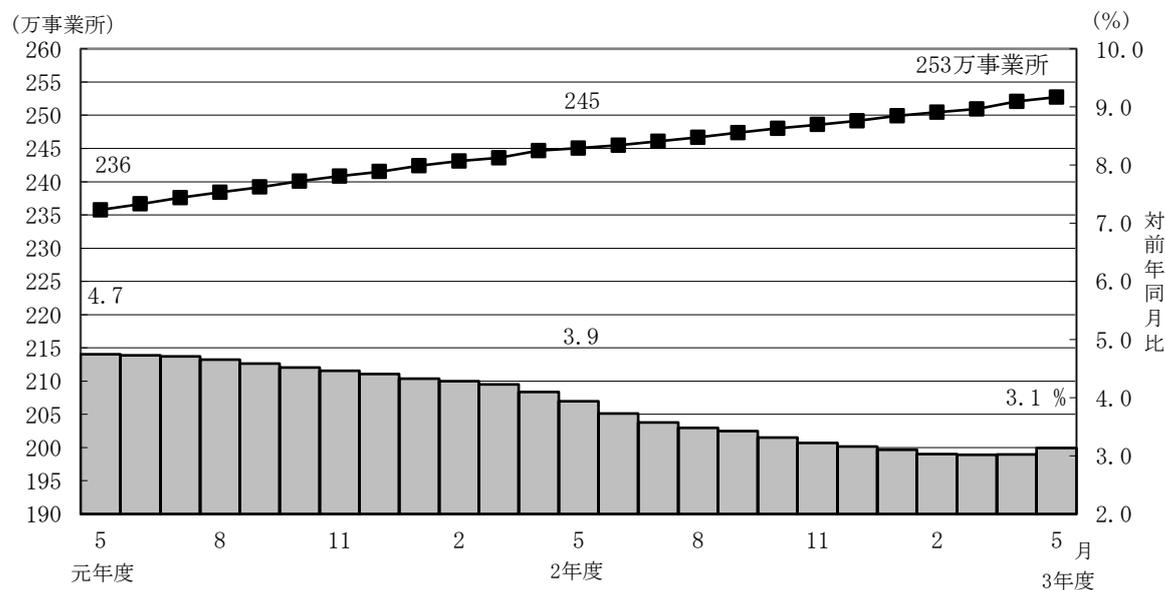
- 年金総額には一部停止額を含む。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
- 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

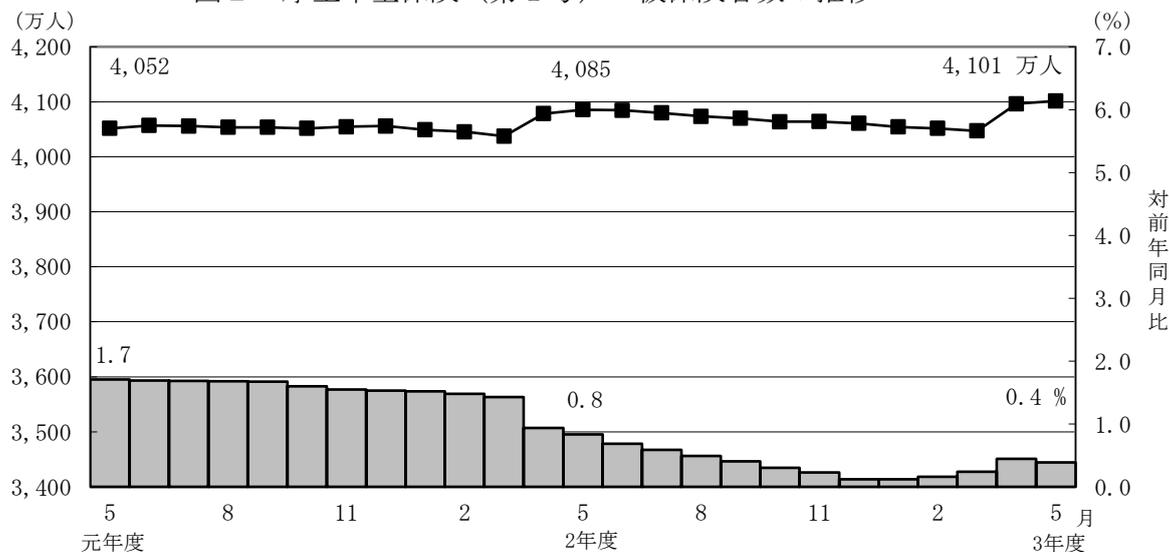
○ 令和3年5月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は253万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（3.1%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



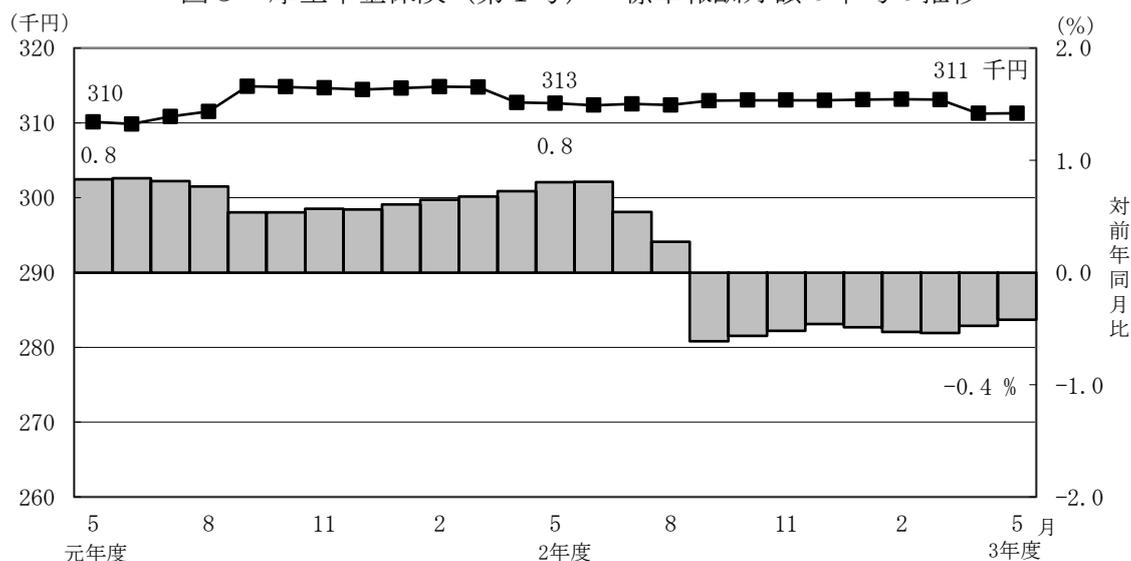
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,101万人となっており、前年同月に比べて16万人（0.4%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,500万人（対前年同月比5万人、0.2%減）、女子が1,596万人（対前年同月比21万人、1.4%増）、坑内員が5百人（対前年同月比20人、4.3%減）、船員が5万人（対前年同月比8百人、1.5%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万1,299円となっており前年同月に比べて0.4%減少している。内訳をみると、一般男子は35万3,009円（対前年同月比0.5%減）、女子は24万5,626円（対前年同月比0.1%増）、坑内員は36万3,533円（対前年同月比0.3%減）、船員が41万1,983円（対前年同月比1.9%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は5万事業所、賞与支給被保険者数は117万人、標準賞与額の前平均は27万7,413円となっている。

- 令和3年5月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は16万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和2年12月	45,749	26,534	19,215	26,156,054	22,497,827	3,658,227	47,644	70,657	15,865
令和3年1月	42,001	24,134	17,867	23,866,582	20,476,803	3,389,778	47,353	70,705	15,810
2月	40,493	23,597	16,896	23,604,271	20,376,409	3,227,862	48,577	71,960	15,920
3月	39,623	22,992	16,631	23,192,102	20,005,555	3,186,547	48,777	72,509	15,967
4月	38,576	22,141	16,435	22,489,613	19,332,510	3,157,103	48,583	72,763	16,008
5月	42,288	24,915	17,373	25,122,000	21,766,635	3,355,365	49,506	72,803	16,095

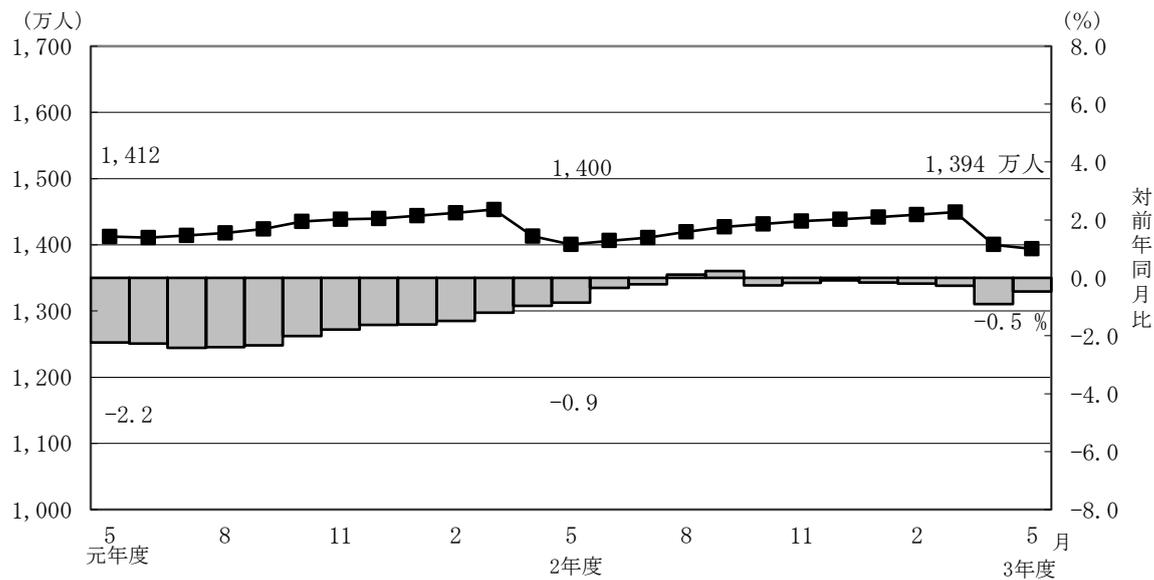
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和2年12月	165,652	157,365	8,287	21,769,018	21,008,612	760,407	10,951	11,125	7,647
令和3年1月	163,472	155,307	8,165	21,530,849	20,773,757	757,091	10,976	11,147	7,727
2月	161,282	153,202	8,080	21,243,026	20,490,316	752,709	10,976	11,146	7,763
3月	160,592	152,516	8,076	21,104,082	20,355,184	748,897	10,951	11,122	7,728
4月	161,098	153,045	8,053	21,172,456	20,427,252	745,204	10,952	11,123	7,711
5月	157,552	149,503	8,049	20,613,217	19,887,055	726,162	10,903	11,085	7,518

3. 国民年金

(1) 適用状況

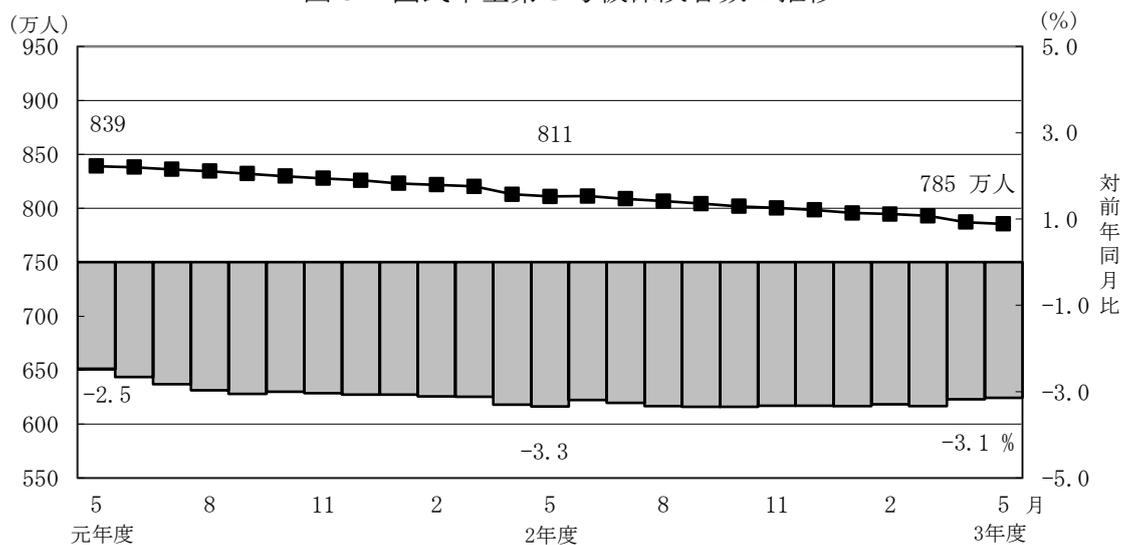
- 令和3年5月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,394万人となっており、前年同月に比べて7万人（0.5%）減少している。内訳をみると、男子は731万人（対前年同月比4千人、0.1%増）、女子は663万人（対前年同月比7万人、1.0%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は785万人となっており、前年同月に比べて25万人（3.1%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比3千人、2.5%増）、女子は774万人（対前年同月比26万人、3.2%減）となっている。

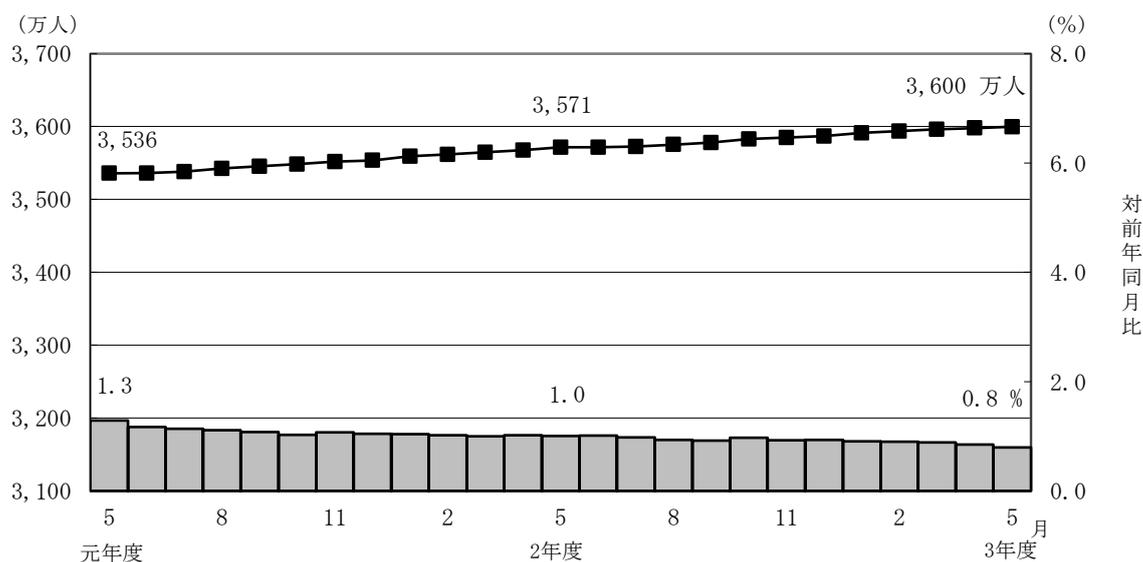
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 令和3年5月末の国民年金受給者数は3,600万人（旧法拠出制66万人、基礎年金3,534万人）で、前年同月に比べて28万人（0.8%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,387万人（旧法拠出制62万人、基礎年金3,326万人）で、前年同月に比べて24万人（0.7%）増加している。
- 障害給付の受給者数は204万人（旧法拠出制4万人、基礎年金201万人）で、前年同月に比べて5万人（2.5%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は8万人（旧法拠出制8千人、基礎年金7万人）で、前年同月に比べて1千人（1.7%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和3年5月末で5万6,332円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万4,231円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、5月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が5百人となっており、繰上げ受給率は5.6%である。なお、令和2年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.5%となっている。